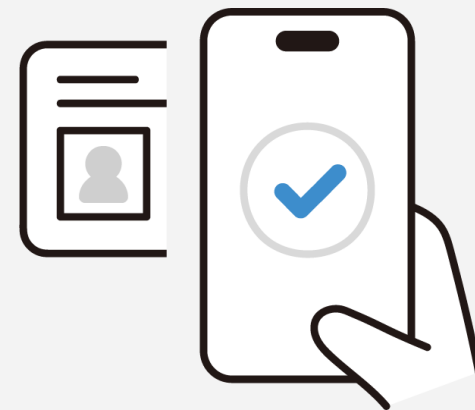


はじめての申請 (支給のお知らせ)

申請に必要なもの

- ☐ 定額減税補足給付金（不足額給付）支給のお知らせ（封書）
- ☐ 対象者本人確認書類（表・裏）（画像データ）
 - 例）運転免許証、マイナンバーカード（通知カードは不可）、健康保険証、在留カード 等
 - ※マイナンバーカードの裏は添付しないでください
- ☐ 【振込口座の変更を希望される場合】
 - ・振込口座情報がわかるもの（画像データ） 例）通帳・キャッシュカード
- ☐ 【代理申請の場合】（画像データ）
 - ・法定代理の場合→代理人の本人確認書類、代理関係が確認できる書類（発行から3カ月以内）
 - ・法定代理以外の代理の場合→申請者と代理人の本人確認書類
- ☐ 【受給権者がご逝去された場合】（画像データ）
 - ・相続人の本人確認書類（表・裏）
 - ・死亡診断書
- ☐ 【支給金額相違に伴う金額修正情報の入力の場合】（画像データ）
 - ・給付額算出に必要な数値がわかる書類
 - 例）令和6年分所得税の源泉徴収票又は確定申告書の写し、調整給付金の支給確認書の写し又は支給決定通知書※ 等
 - ※定額減税補足給付金（調整給付）を受給していない場合は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料
- ☐ 【送付先の変更を希望される場合】（画像データ）
 - ・送付先がわかる書類 例）賃貸契約書、公共料金の通知書 等



1

パソコンまたはスマートフォンで「支給のお知らせ」に掲載されているURLを入力又は2次元コードからオンライン申請システムを開いてください



ホーム

横浜市定額減税補足給付金（不足額給付）オンライン申請システム

- はじめての申請
- 申請した内容の修正
- 添付した画像の削除
- 進捗状況の確認

【各種マニュアル】

- ・ はじめての申請（支給のお知らせ）
- ・ はじめての申請（確認書）
- ・ はじめての申請（転入者の方申告書（20L））
- ・ はじめての申請（制度案内はがき（20P））
- ・ 申請した内容の修正
- ・ 添付した画像の削除
- ・ PDFファイルの対応

【メールアドレスの入力の注意事項】
お使いの携帯電話等で、「迷惑メール受信拒否」等を設定している場合は、
「kyufukin@fusokugaku.city.yokohama.lg.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

【本給付金の制度・書類の発行に関するお問合せ先】
横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター
0120-045-320
(9:00~19:00、土日祝日を除く)
FAX番号: 0120-303-464

【オンライン申請の操作に関するお問合せ先】
横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）テクニカルサポートセンター
0120-045-114
(9:00~19:00、土日祝日を除く)
FAX番号: 0120-303-464

2

ホーム画面から **はじめての申請** を押してください

The screenshot shows the homepage of the Yokohama City online application system. At the top, there is a dark blue header with the text 'ホーム' (Home). Below the header, the title '横浜市定額減税補足給付金（不足額給付）オンライン申請システム' (Yokohama City Fixed Amount Tax Reduction Supplemental Payment (Insufficient Amount Payment) Online Application System) is displayed. A vertical menu on the left contains four buttons: 'はじめての申請' (First-time application), '申請した内容の修正' (Correction of application content), '添付した画像の削除' (Deletion of attached images), and '進捗状況の確認' (Confirmation of progress). The first button, 'はじめての申請', is highlighted with a red rectangular box. A red dotted line connects this box to a larger red-bordered blue box on the right that also contains the text 'はじめての申請'. A white mouse cursor arrow points to this larger box. Below the menu, there is a section titled '【各種マニュアル】' (Various manuals) with a list of links: 'はじめての申請（支給のお知らせ）', 'はじめての申請（確認書）', 'はじめての申請（転入者等の方申告書（20L））', and 'はじめての申請（制度案内はがき（20P））'. The last item has sub-links for '申請した内容の修正', '添付した画像の削除', and 'PDFファイルの対応'. Below this is a section titled '【メールアドレスの入力の注意事項】' (Notes on email address input) with text about setting up email reception. At the bottom, there are two contact sections: '【本給付金の制度・書類の発行に関するお問合せ先】' (Contact for the system and document issuance) and '【オンライン申請の操作に関するお問合せ先】' (Contact for online application operation), both providing phone and fax numbers for the Yokohama City support center.

ホーム

横浜市定額減税補足給付金（不足額給付）オンライン申請システム

はじめての申請

申請した内容の修正

添付した画像の削除

進捗状況の確認

【各種マニュアル】

- ・ はじめての申請（支給のお知らせ）
- ・ はじめての申請（確認書）
- ・ はじめての申請（転入者等の方申告書（20L））
- ・ はじめての申請（制度案内はがき（20P））
 - ・ 申請した内容の修正
 - ・ 添付した画像の削除
 - ・ PDFファイルの対応

【メールアドレスの入力の注意事項】

お使いの携帯電話等で、「迷惑メール受信拒否」等を設定している場合は、
「kyufukin@fusokugaku.city.yokohama.lg.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

【本給付金の制度・書類の発行に関するお問合せ先】

横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター

0120-045-320

（9：00～19：00、土日祝日を除く）

FAX番号：0120-303-464

【オンライン申請の操作に関するお問合せ先】

横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）テクニカルサポートセンター

0120-045-114

（9：00～19：00、土日祝日を除く）

FAX番号：0120-303-464

3

給付情報の入力画面で、**給付申請番号**と**生年月日**を入力します
入力したら **次へ** を押してください

ホーム

給付情報の入力

* 給付申請番号

- 送付された本給付書類に記載されている給付申請番号を入力してください。
- 既に手続き中の場合は修正画面にログインする事はできません。
- 給付申請番号で使用可能な文字は半角英数となります。

入力例：12A456789012345

* 生年月日

- 本給付対象者の生年月日を入力してください。

入力例：1970/01/01

次へ

給付申請番号
入力例：12A123456789000

生年月日
入力例：1970/01/01
またはカレンダーから選択

6月 2025

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12

今日

4

各種連絡を受信するためのメールアドレスを入力します
入力したら送信を押してください
入力したメールアドレス宛てにシステムからメールを送信します

ホーム

メールアドレスの入力

*メール

email.address.ooo@xxxx.co.jp

- 本給付申請における不備連絡などの各種連絡を受信するメールアドレスを入力してください。
- 送信ボタンを押すとメールが送信されます。入力の続きはメールの内容に従ってください。

前へ 送信



ホーム

メール送信完了

入力されたアドレスにメールを送信しました。
受信したメールの内容に従って申請を行ってください。

完了



※注意※

メールが届かなかった場合、入力したアドレスが誤っている
可能性がありますので、テクニカルサポートセンターまでご連絡ください

5

受信したメールを開き、記載されているURLを押すと 申請情報入力画面が開きます

2025/07/18 (金) 11:38
横浜市定額減税補足給付金（不足額給付）受付センター
【横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）】新規申請のご案内について

宛先

申請者様

横浜市定額減税補足給付金（不足額給付）オンライン申請をご利用いただき、ありがとうございます。

以下の申請におきまして申請した内容の修正に関する入力画面へのURLをご案内します。
下記【申請した内容の修正】のリンクをクリックし、画面の指示に従って申請を行ってください。
※リンクの有効期限は本メール送信時から2時間です。

【ご案内日】 2025年07月16日

【対象の申請】 横浜市定額減税補足給付金（不足額給付） 給付申請番号 20Y999999910109

【申請した内容の修正】
以下のURLから申請した内容の修正を行う事ができます。

<https://cky.....>

本メールは申請時にご入力いただいたメールアドレスへの自動配信です。
このメールへの返信はできませんのでご了承ください。
本メールに心当たりのない方はコールセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

【横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター】
電話番号：0120-045-320（9：00～19：00、土日祝日を除く）
FAX 番号：0120-303-464

URL

ホーム

給付の情報

給付申請番号 20X999999998119

生年月日 1900年1月1日

メールアドレス email.address.ooo@xxxx.co.jp

支給金額

※注意※

- 一時保存完了前に画面を閉じると入力内容が削除されます。また、添付した画像も翌日削除されます。
- 誤ったファイルを登録した場合は、一時保存後にホーム画面の「添付した画像の削除」から誤ったファイルを削除した後に、再度、ホーム画面に戻り、「申請した内容の修正」から、正しいファイルを添付してください。
- 本給付金は、生活保護における収入として認定されません。受給した場合は収入申告書に記載し、各区生活支援課の担当ケースワーカーへ提出してください。

代理申請を行う場合

☐ 代理申請情報の入力

- 代理申請を行う場合はチェックボックスにチェックを入れてください。

振込口座の変更を希望される場合

☐ 振込口座情報の入力

- 振込先の変更を希望の場合はチェックボックスにチェックを入れてください。

申請情報入力 (支給のお知らせ)

※注意※

- ・一時保存完了前に画面を閉じると入力内容が削除されます。また、添付した画像も翌日削除されます。
- ・誤ったファイルを登録した場合は、一時保存後にホーム画面の「添付した画像の削除」から誤ったファイルを削除した後に、再度、ホーム画面に戻り、「申請した内容の修正」から、正しいファイルを添付してください。

6

画面にそって給付の情報を入力してください

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

給付の情報

給付申請番号 20X999999998119

生年月日 1900年1月1日

メールアドレス email.address.ooo@xxxx.co.jp

支給金額

※注意※

- ・ 一時保存完了前に画面を閉じると入力内容が削除されます。また、添付した画像も翌日削除されます。
- ・ 誤ったファイルを登録した場合は、一時保存後にホーム画面の「添付した画像の削除」から誤ったファイルを削除した後に、再度、ホーム画面に戻り、「申請した内容の修正」から、正しいファイルを添付してください。
- ・ 本給付金は、生活保護における収入として認定されません。受給した場合は収入申告書に記載し、各区生活支援課の担当ケースワーカーへ提出してください。

申請者の給付の情報が表示されます
内容に誤りがないか確認してください

代理申請を行う場合

6

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

代理申請を行う場合

☒ 代理申請情報の入力

・代理申請を行う場合はチェックボックスにチェックを入れてください。

▼ チェックを入れると表示されます

*受給者 氏名（漢字）

は、次の者を代理人と認め、定額減税補足給付金（不足額給付）の申請・請求及び受給を委任します。

*代理人 氏名（漢字）

入力例：山田 一郎

*代理人 氏名（フリガナ）

入力例：ヤマダ イチロウ

*代理人 生年月日

入力例：1970/01/01

代理人 住所

住所検索

代理人の方が申請する場合は、こちらのチェックボックスに
チェック✓を入れてください✓を入れると代理申請についての入力項目が表示されま
すので、必要事項を入力してください

- 入力項目 - ■ は必須

- 受給者 氏名（漢字）
- 代理人 氏名（漢字）
- 代理人 氏名（フリガナ）
- 代理人 生年月日
- 代理人 住所
- 代理人 電話番号



入力項目は下に続きます

6

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

振込口座の変更を希望される場合

☒ 振込口座情報の入力

- 振込先の変更を希望の場合はチェックボックスにチェックを入れてください。

▼ チェックを入れると表示されます

振込口座情報の入力

- 原則、申請・請求者の口座とします。（代理申請を行う場合は、受給者の口座とします。長期入出金のない口座を入力しないでください。）
- ※画面上の注意事項は必ず確認してください※
- 金融機関の検索ボタンから金融機関名を検索して入力してください。
- 金融機関一覧に存在しない場合はオンライン申請で入力してください。
- ゆうちょ銀行の場合は、店名（検索画面の支店名）を入力してください。
- 定期預金と貯蓄預金の口座は、指定出来ませんので、ご注意ください。
- 海外にある金融機関は、振込が出来ない可能性がありますので、ご注意ください。

金融機関一覧を検索

*金融機関コード

*支店コード

金融機関名：

〇〇銀行

銀行コード 支店コード

0001 - 000 - 0000000

振込口座の変更を希望される場合は、こちらのチェックボックスにチェック✓を入れてください

直接入力、または「金融機関一覧を検索」より、振込口座の「金融機関コード」「支店コード」を検索して入力します

キーワードを入力して「検索」を押すと、関連する金融機関が一覧表示されます
選択する金融機関の 本店コード を押すと入力枠に反映されます①キーワード入力
例) UFJ

金融機関一覧を検索

②検索

金融機関名：

UFJ

支店名：

横浜駅

支店コード：

検索

本店コード	支店コード	本店名	支店名
0005	251	三菱UFJ銀行	横浜駅前支店
0288	430	三菱UFJ信託銀行	横浜駅西口支店

③本店コード

2/2 前へ 1 次へ

閉じる

6

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合

支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

枠内を押すと選択肢が表示されますので、該当する方を選んでください
[1] 普通 [2] 当座

* 種目

--なし--

* 口座番号

口座番号7桁を入力します

- 口座番号は7桁（左0詰め）で入力してください。入力例：0012345

* 口座名義人カナ

口座名義人を入力します
例：ヤマダ タロウ

- 半角のカタカナの30文字以下で入力してください。
- 姓と名の間に半角空白を入力してください。
- 入力できる文字は半角の数字、アルファベット、カナ、記号（（-（ハイフン）、.（ピリオド））となります。
- 拗音（ヤ・ユ・ヨ）等は大文字でご入力ください。英字をご入力の場合も、大文字でご入力ください。

※必ず確認してください※

※通帳の表記に合わせてください。

（入力例）

ヤマダ タロウ

☐ 口座をお持ちでない方（口座をお持ちの方は口座受取です）。横浜市指定の方法で受給することに同意します。

- 本人限定受取の書留で支給します。受取は、ご本人による受取のみ可能です（本人確認書類が必要）。なお、口座振込と比べて、申請から支給まで相当の時間を要します。

【画像添付①】口座情報が確認できる書類

〇〇銀行

口座番号

0001 - 000 - 0000000

例）ヤマダタロウ → ヤマダ タロウ
リョウコ → リョウコ （ヨ→ヨ）
Liam → LIAM

振込用の銀行口座をお持ちでない方は、こちらの
チェックボックスに✓を入れてください

6

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合

支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

【画像添付①】口座情報が確認できる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

↑ ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

- 振込先金融機関口座が確認できる書類 例) 金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）がわかる通帳のコピー又はキャッシュカードのコピー
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

振込先金融機関口座が確認できるものの画像ファイルをアップロードします
「ファイルをアップロード」をクリックし、写真のファイルを選択してください
ファイルドロップでも可能です

受給者をご逝去された場合

☐ ご逝去情報を入力

- 受給者をご逝去されている場合はチェックしてください。

〇〇預金

お名前
〇〇 △△様

店番000 口座番 0000000

x x x 銀行 c c 支店
00-0000-0000

、2025年07月

なられた場合は、受給の対象外となりますのでご了承ください。

- 口座情報確認書類 -

例)通帳の表紙をめくったページ、キャッシュカード

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

〇〇銀行

Name Name

0001 - 000 - 0000000

※誤ったファイルを登録した場合は、一時保存後にホーム画面の「添付した画像の削除」から誤ったファイルを削除した後に、「申請書類の修正」から再度、正しいものを添付してください

6

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合

支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

受給者をご逝去された場合

☒ ご逝去情報を入力

- 受給者をご逝去されている場合はチェックボックスにチェックをいれてください。

注意：本給付金の受給資格は、2025年07月25日以降にご存命の方が対象となります。

なお、それ以前に亡くなられた場合は、受給の対象外となりますのでご了承ください。

▼ チェックを入れると表示されます

*受給者 氏名（漢字）

入力例：山田 太郎

*受給者 氏名（フリガナ）

入力例：ヤマダ タロウ

*受給者 生年月日

入力例：1970/01/01

相続人申立書の入力

受給者をご逝去された場合は、こちらのチェックボックスに
✓を入れてください

✓を入れると受給者（逝去された方）についての入力項目
が表示されますので、必要事項を入力してください

- 入力項目 - ■ は必須

- 受給者 氏名（漢字）
- 受給者 氏名（フリガナ）
- 受給者 生年月日

6

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

相続人申立書の入力

☒ 相続人申立書を入力

- 相続人申立書を入力される場合はチェックボックスにチェックをいれてください。

▼ チェックを入れる则表示されます

横浜市長宛て

私は、相続人代表として、上記被相続人（死亡した申請・受給者）死亡後における、被相続人に係る定額減税補足給付金（不足額給付）の受領を行うことを申し立てます。

* 申立日

2025/07/16

入力例：2025/01/01

1. 被相続人（定額減税補足給付金（不足額給付）の申請・受給者）

* 氏名（漢字）

入力例：山田 太郎

* 氏名（フリガナ）

入力例：ヤマダ タロウ

* 死亡年月日

相続人申立書を入力する場合は、こちらのチェックボックスに
✓を入れてください

✓を入れると相続人申立についての入力項目が表示されますので、必要事項を入力してください

- 入力項目 - ■ は必須

- 申立日
- 被相続人（定額減税補足給付金(不足額給付)の申請・受給権者）
氏名(漢字・フリガナ)、死亡年月日
- 申立人（相続人代表）
氏名(漢字・フリガナ)、被相続人との続柄、住所、電話番号
- 相続人（相続人全員の氏名）
氏名、被相続人との続柄

入力項目は下に続きます



6

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合

支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

給付金の支給を辞退される場合、または受給対象外の場合

☒ 辞退/受給対象外情報を入力

- 受給を辞退される場合、または、受給対象外である場合はチェックボックスにチェックをいれてください。

注意：受給者ご本人以外が辞退または受給対象外である旨をご連絡いただく場合、コールセンターでのお手続きが必要です。

*受給者 氏名（漢字）

入力例：山田 太郎

*受給者 氏名（フリガナ）

入力例：ヤマダ タロウ

*受給者 生年月日

入力例：1970/01/01

*辞退/対象外理由

支給を辞退される場合、または受給対象外の場合は、
こちらのチェックボックスに✓を入れてください

※注意※

受給者本人以外が辞退または受給対象外である旨を
ご連絡いただく場合、コールセンターでのお手続きが必要です

✓を入れると受給権者情報と理由を入力する項目
が表示されますので、必要事項を入力してください

- 入力項目 - ■ は必須

- 受給者 氏名（漢字）
- 受給者 氏名（フリガナ）
- 受給者 生年月日
- 辞退/対象外理由

▲ チェックを入れる则表示されます

6

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合

支給金額相違に伴う金額修正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

支給金額相違に伴う金額修正情報の入力

☒ 支給金額相違に伴う金額修正情報を入力

- 支給金額相違に伴う金額修正を行う場合はチェックボックスにチェックをいれてください。

▼ チェックを入れる则表示されます

令和7年の所要額

* 令和6年分所得税分の控除不足額 (①) (円)

+

* 令和6年度分個人住民税所得割分の控除不足額
(②) (円)

=

控除不足額計 (③)
(①+②) (円)

自動計算した値

支給額

令和7年の所要額 (④) (③を1万円単位
に切り上げ) (円)

自動計算した値

-

* 定額減税補足給付金 (調整給付) 支給額 (令和
6年) (円)

=

定額減税補足給付金 (不
足額給付) 支給額 (円)

自動計算した値

入力例

令和7年の所要額

* 令和6年分所得税分の控除不足額 (①) (円)

12,000

+

* 令和6年度分個人住民税所得割分の控除不足額
(②) (円)

3,000

=

控除不足額計 (③)
(①+②) (円)

15,000

支給額

令和7年の所要額 (④) (③を1万円単位
に切り上げ) (円)

20,000

-

* 定額減税補足給付金 (調整給付) 支給額 (令和
6年) (円)

10,000

=

定額減税補足給付金 (不
足額給付) 支給額 (円)

10,000

支払額相違がある場合は、こちらのチェックボックスに
✓を入れてください

- 値の確認方法 -

【令和6年分所得税分の控除不足額】

令和6年分の源泉徴収票

令和6年分の確定申告書の控え (第一表 ④④-④③ > 0 の場合)

例) ④④60,000-④③50,000=10,000 (記入: 10,000円)

【令和6年度分個人住民税所得割分の控除不足額】

令和6年度税額決定納税通知書

6

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合

支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

「誓約・同意事項」を確認し、同意する場合は
チェックボックスに✓を入れてください

誓約・同意事項

「誓約・同意事項」を必ずご確認ください。以下のチェックボックスにチェックを入れてください。

誓約・同意事項を確認する

☒ 同意する

口座変更が必要な方は上部にある「振込口座の変更を希望される場合」からお手続きをお願いします。

※注意※

誓約・同意事項を確認していない場合チェック✓は入れられません

※基準日2025/6/2以降に転居されていて郵便局へ転送サービスの届出をしい

☐ 送付先について変更を希望ですか？

- 送付先住所の変更を希望の場合はチェックボックスにチェックを入れてく

【画像添付①】本人確認書類（表面）

【誓約・同意事項】

- 定額減税補足給付金（不足額給付）の支給対象者に該当します。
- 下記の支給要件に該当する場合、これに従い横浜市において算定した支給額が支給されます。
横浜市における算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金（不足額給付）は支給されません。

【支給要件】

- A+B-C>0となる納税義務者
※A+Bの合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない場合は切り上げる。
A：所得税分の所要額（3万円）×減税対象人数（※1）－令和6年分所得税額
※1：納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む、国外居住者は除く。）
B：個人住民税所得割分の所要額（1万円）×減税対象人数（※2）－令和6年度分個人住民税所得割額
※2：納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む、国外居住者は除く。）
C：定額減税補足給付金（調整給付）の額

- 給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行う
ことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 審査に必要な関係書類を求められた場合、横浜市へ提出を行います。
- 令和7年11月28日までに、申請書の不備が解消されない場合、本給付金が支給されないことに同意します。
- 申請者の責めのいかなを問わず、拒込不能等の事由によって令和8年1月30日までに支払が完了しない場合は、以降、
本給付金は支給されないことに同意します。
- 本給付金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明し
た場合、本給付金を返還します。

閉じる

6

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

送付先の変更を希望する場合は、
こちらのチェックボックスに✓を入れてください

送付先の変更を希望される場合

※基準日2025/6/2以降に転居されていて郵便局へ転送サービスの届出をしていない場合

☒ 送付先について変更を希望ですか？

- 送付先住所の変更を希望の場合はチェックボックスにチェックを入れてください。

▼ チェックを入れる则表示されます

横浜市長宛て

定額減税補足給付金（不足額給付）に係る書類送付先の住所変更をお願いします。

*申請日

2025/07/16

✓を入れると定額減税補足給付金（不足額給付）に係る書類送付先を入力
する項目が表示されますので、必要事項を入力してください

1.給付金の受給者

*受給者 氏名（漢字）

入力例：山田 太郎

*受給者 氏名（フリガナ）

入力例：ヤマダ タロウ

*受給者 生年月日

- 入力項目 - ■ は必須

■ 申請日

■ 給付金の受給者

氏名（漢字・フリガナ）、生年月日、住民票の住所
送付先住所、電話番号

■ 送付先を変更する理由

入力項目は下に続きます

6

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合

支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

【画像添付①】本人確認書類（表面）

本人確認書類【表面】の画像ファイルをアップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

↑ ファイルをアップロード またはファイルをドロップ



- ・ 運転免許証、マイナンバーカード（片面（顔写真の面のみ）、マイナンバー通知カードは不可）、健康保険証、在留カード 等
- ・ 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

【画像添付②】本人確認書類（裏面）

本人確認書類【裏面】の画像ファイルをアップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

↑ ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

- ・ 運転免許証、在留カード 等の裏
- ・ 「個人番号」が記載されているマ
- ・ 登録可能な画像ファイルは拡張子

- 本人確認書類 -

例)運転免許証、マイナンバーカード（表）、健康保険証、在留カード 等

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

※重要※

「個人番号」が記載されているマイナンバーカードの裏面は添付しないでください

※代理申請の方のみ※
法定代理/法定代理以外

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合

支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

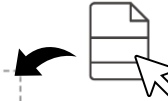
【画像添付①】代理人の本人確認書類（表面）

代理人の本人確認書類【表面】の画像ファイルを
アップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📁 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ



- 代理人本人確認書類 表面 例) 運転免許証、マイナンバーカード（片面（顔写真の面のみ）、マイナンバー通知カードは不可）、健康保険証、在留カード 等
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）
- 法定代理以外の代理の場合は申請者と代理人両方の本人確認書類が必要です。

【画像添付②】代理人の本人確認書類（裏面）

代理人の本人確認書類【裏面】の画像ファイルを
アップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📁 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

※重要※

「個人番号」が記載されているマイナンバーカードの
裏面は添付しないでください

- 代理人本人確認書類 裏面 例) 運転免許証、在留カード 等の裏面
- 「個人番号」が
- 登録可能な画像
- 法定代理以外の

- 確認書類 -

例) 運転免許証、マイナンバーカード（表）、健康保険証、在留カード 等

法定代理人の場合は、代理関係が確認できる書類（発行から3カ月以内）と代理人の本人確認書類が必要です
登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

※代理申請の方のみ※
法定代理

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合

支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

※注意※

法定代理の場合は、代理関係が確認できる書類（発行から3カ月以内）と代理人の本人確認書類が必要です
法定代理以外の代理の場合は受給者本人と代理人本人の確認書類が必要です

【画像添付③】 法定代理の場合に代理関係が確認できる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

法定代理の場合に代理関係が確認できる書類
の画像ファイルをアップロードします

↑ ファイルをアップロード またはファイルをドロップ



- 法定代理の場合に代理関係が確認できる書類
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）
- 法定代理の場合は、代理関係が確認できる書類（発行から3か月以内）が必要です。

【画像添付①】 相続人の本人確認書類

- 確認書類 -

代理関係が確認できる書類（発行から3カ月以内）

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

※相続人申立の場合のみ※

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合

支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

【画像添付①】相続人の本人確認書類（表面）

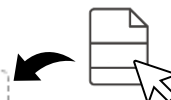
相続人の本人確認書類【表面】の画像ファイルを
アップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

↑ ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ



- ・ 相続人本人確認書類 表
証、在留カード 等
- ・ 登録可能な画像ファイル
（自動で変換します。）

- 確認書類 -

例)運転免許証、マイナンバーカード（表）、健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、在留カード 等
登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

【画像添付②】相続人の本人確認書類（裏面）

相続人の本人確認書類【裏面】の画像ファイルを
アップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

↑ ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

- ・ 相続人本人確認書類 裏面 例)運転免許証、在留カード 等の裏面
- ・ 「個人番号」が記載されているマイナンバーカードの裏面は添付しないでください。
- ・ 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

※重要※

「個人番号」が記載されているマイナンバーカードの
裏面は添付しないでください

※相続人申立の場合のみ※

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合

支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

死亡診断書の画像ファイルをアップロードします

【画像添付③】死亡診断書

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。



ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ



- 死亡診断書
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのみに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

- 確認書類 -

【画像添付③】令和6年所

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

過去にアップロード済みのファイル

※支給金額相違の場合のみ※

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合

支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

【画像添付③】 令和6年所得税額等が確認できる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📎 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

- 令和6年分所得税の確定申告書又は源泉徴収票等のコピー
- ※支給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる書類をご用意ください。
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのみに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

令和6年所得税額等が確認できる書類の画像ファイルをアップロードします

- 確認書類 -

申請者の令和6年度分源泉徴収票又は確定申告書の控え

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです

【画像添付④】 令和6年度個人住民税額等が確認できる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📎 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

- 転入者の方（令和6年1月2日以降に横浜市に転入された方）は
- 令和6年度個人住民税の納税通知書等のコピー
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

令和6年度分個人住民税額等が確認できる書類の画像ファイルをアップロードします

※注意※

令和6年1月2日以降に横浜市に転入された方は必須です

- 確認書類 -

申請者の調整給付の確認書又は支給決定通知書 等

（上記書類がない場合は令和6年度分個人住民税の納税通知書 等）

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです

※送付先変更の場合のみ※

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合

支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

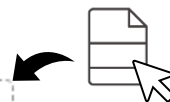
入力内容の確認

【画像添付①】送付先が分かる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📎 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ



- 送付先が分かる書類 例) 賃貸契約書、公共料金の通知書等
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。(拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。)

パスワードの入力

*パスワード

*パスワード（確認用の入力）

- このパスワードは不備があった場合などに必要です。
- パスワードは小文字アルファベット、大文字アルファベット、数値をそれぞれ1つは使用し、8桁から16桁で設定してください。

送付先がわかる書類の画像ファイルをアップロードします

- 確認書類 -

例) 賃貸契約書、公共料金の通知書 等

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです

6

給付の情報

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

受給者をご逝去された場合

相続人申立書の入力

支給を辞退される場合、
または受給対象外の場合

支給金額相違に伴う金額修
正情報の入力

誓約・同意

送付先の変更を希望される場合

【添付】確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

パスワードの入力

パスワードを作成します

条件：小文字・大文字アルファベット、数字をそれぞれ1つ以上使用した8～16桁

*パスワード

※重要※パスワードは申請内容の訂正等を行うときに必要です

*パスワード（確認用の入力）

↓ 確認用（上と同じものを入力）

- このパスワードは不備があった場合などに必要です。
- パスワードは小文字アルファベット、大文字アルファベット、数値をそれぞれ1つは使用し、8桁から16桁で設定してください。

入力例：aB123456

一時保存・新規申請の選択

*申請方法を選択してください

- ☐ 新規申請する
- ☐ 一時保存する

- 一時保存した場合はホーム画面の「申請した内容の修正」から再度申請してください。

一時保存したデータを編集・申請する場合はホーム画面の「申請した内容の修正」から行います

「新規申請する」または「一時保存する」から選択してください

- 申請に進む場合 → 新規申請する
- 修正がある、あとで申請する場合 → 一時保存する

オンライン申請システム

はじめての申請

申請した内容の修正

アップロード画像の削除

進捗状況の確認

入力内容の確認

必要項目の入力が終わったら入力内容の確認を押してください

7

必須項目の入力・添付漏れ、入力内容に不備がある場合はその項目に遷移しますので、入力・修正してください

*** がついている項目は、必須入力です**

* 金融機関コード

* 支店コード

- 入力不備例 -

- 金融機関コードの桁数が4桁以内の半角数字で入力されていない
- 口座番号が7桁以内の半角数字で入力されていない
- 使用できない文字が含まれている
- 存在しない金融機関コード、支店コードが入力されている

入力漏れ

入力不備

振込口座情報の入力

- 原則、申請・請求者の口座とします。(代理申請を行う場合は代理人の口座も指定可能です。)
- 通帳等の写しを添付する必要があります。長期間入出金のない口座を入力しないでください。
- 給付金を受け取る金融機関の情報を入力してください。
- 金融機関の検索ボタンから金融機関名を検索して入力する事もできます。
- 金融機関一覧に存在しない場合はオンライン申請ではなく郵送で申請してください。
- ゆうちょ銀行の場合は、店名(検索画面の支店名)・店番号・預金種目・口座番号「7桁」(通帳見開き下部記載)、口座名義人を記入してください。
- 定期預金と貯蓄預金の口座は、指定出来ませんので、ご注意ください。
- 海外にある金融機関は、振込が出来ない可能性がありますので、ご注意ください。

金融機関一覧を検索

* 金融機関コード

⊗

有効な入力をしてください。入力必須です。

* 支店コード

⊗

有効な入力をしてください。入力必須です。

金融機関名:

* 種目

--なし--

選択肢を1つ選んでください。

* 口座番号

⊗

有効な入力をしてください。入力必須です。

- 口座番号は7桁(左0詰め)で入力してください。入力例: 0012345

* 口座名義人カナ

⊗

有効な入力をしてください。入力必須です。

⊗ 赤枠：入力漏れ・不備の項目

7

入力内容に問題がなければ、確認画面に移動します
内容に誤りがないことを確認したら、一時保存では「一時保存する」、
申請では「申請する」のボタンを押してください

入力内容の確認

給付の情報

給付申請番号 20W010101010309

生年月日 2000年5月15日

メールアドレス email.address.ooo@xxxx.co.jp

支給金額

振込口座情報の入力

金融機関コード 0005

支店コード 123

金融機関名 三菱UFJ銀行 横浜中山支店

種目 [1] 普通

口座番号 1234567

口座名義人カナ 3317

口座をお持ちでない いいえ

申請書類の添付

【画像添付①】口座情報が確認できる書類 通帳_振込先金融口座.jpg

【画像添付②】本人確認書類（表面） 免許証_本人確認書類表面.jpg

【画像添付③】本人確認書類（裏面）

パスワード

パスワード 入力済み

- このパスワードは不備があった場合などに必要です。

入力内容をご確認の上、問題なければ「一時保存する」ボタンを押してください。
※一時保存のため、内容については保存されますが、未申請と同等の扱いとなります。
正式な申請を行う場合や、修正を行う場合はトップの「申請した内容の修正」から再度申請してください。

前へ 申請する

一時保存

- 一時保存中は未申請と同等の扱いとなります
- 修正や申請を行う場合はトップ画面の「申請した内容の修正」から行ってください

パスワード

パスワード

入力済み

- このパスワードは不備があった場合などに必要です。

入力内容をご確認の上、問題なければ「一時保存する」ボタンを押してください。

※一時保存のため、内容については保存されますが、未申請と同等の扱いとなります。

正式な申請を行う場合や、修正を行う場合はトップの「申請した内容の修正」から再度申請してください。

前へ

一時保存する

申請

パスワード

パスワード

入力済み

- このパスワードは不備があった場合などに必要です。

入力内容をご確認の上、問題なければ「申請する」ボタンを押してください。

前へ

申請する

8

こちらの画面がでたら完了です

一時保存

申請

ホーム

一時保存完了

オンライン申請をご利用いただき、誠にありがとうございました。

定額減税補足給付金（不足額給付）の申請を一時保存しました。

正式な申請を行う場合や内容を修正する場合はホーム画面の「申請した内容の修正」から再度お手続きをお願いいたします。

完了

ホーム

申請完了

オンライン申請をご利用いただき、誠にありがとうございました。

定額減税補足給付金（不足額給付）の申請を受け付けました。

完了

**【本給付金の制度・書類の発行に関するお問合せ先】**

横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター

0120-045-320

（9：00～19：00、土日祝日を除く）

FAX番号：0120-303-464

【オンライン申請の操作に関するお問合せ先】

横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）テクニカルサポートセンター

0120-045-114

（9：00～19：00、土日祝日を除く）

FAX番号：0120-303-464